

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和5年12月8日（金） 午後1時00分から
午後3時46分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、嶋幸一、志村学、穴見憲昭、吉村尚久、若山雅敏、猿渡久子、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 高橋強、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第97号議案、第98号議案及び第108号議案のうち本委員会関係部分については可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
請願5については、採択とすべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情5、陳情8及び陳情9について質疑を行った。
- (3) 医師の働き方改革について、新たな大分県長期総合計画案の骨子について、大分県困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について及び大分県障がい者計画（第2期）についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 吉良文晃
政策調査課調査広報班 主査 甲斐雅俊

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和5年12月8日（金）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係 13：00～13：30

- (1) 諸般の報告
 - ①医師の働き方改革について
- (2) その他

3 生活環境部関係 13：30～14：50

- (1) 付託案件の審査
 - 第108号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）
請 願 5 野良猫の減少に向けた取組を求めることについて
- (2) 付託外案件の審査
 - 陳 情 5 女性トイレへの男性侵入防止を求める意見書の提出について
 - 陳 情 9 すべての県民の安全安心を大分県として保証することに関する陳情
- (3) 諸般の報告
 - ①新たな大分県長期総合計画案の骨子について
 - ②第4次大分県環境基本計画の策定について
 - ③第3次生物多様性おおいた県戦略の策定について
 - ④第2次大分県再犯防止推進計画の策定について
 - ⑤脱炭素促進区域に係る環境配慮基準の策定について
 - ⑥大分県環境影響評価条例の一部改正について
 - ⑦パートナーシップ宣誓制度の県域導入に係る検討状況について
- (4) その他

4 福祉保健部関係 15：00～16：10

- (1) 付託案件の審査
 - 第108号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）
 - 第97号議案 公立大学法人大分県立看護科学大学の中期目標について
 - 第98号議案 公立大学法人大分県立看護科学大学の定款の変更について
- (2) 付託外案件の審査
 - 陳 情 8 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

- ①新たな大分県長期総合計画案の骨子について
- ②大分県困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について
- ③第8次大分県医療計画について
- ④大分県循環器病対策推進計画（第2期）について
- ⑤大分県感染症予防計画の改定について
- ⑥第3次大分県健康増進計画について
- ⑦大分県がん対策推進計画（第4期）について
- ⑧第2次大分県歯科口腔保健計画について
- ⑨大分県医療費適正化計画（第四期）について
- ⑩大分県国民健康保険運営方針（第二期）について
- ⑪おおいた高齢者いきいきプラン（第9期）について
- ⑫大分県障がい者計画（第2期）について
- ⑬いのち支える大分県自殺対策計画（第2期）について

(4) その他

5 協議事項

16:10～16:20

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

また、本日は委員外議員として佐藤議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。それでは、①の報告をお願いします。

井上病院局長 今年の冬は、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行の可能性があると言われており、当院では引き続き感染状況を注視しながら、県民医療の基幹病院としての役割を果たしたいと考えています。

本日は報告案件として、令和6年4月から施行される医師の働き方改革の新制度に関して当院の現状や取組等について、報告します。

立脇総務経営課長 医師の働き方改革について説明します。福祉保健生活環境委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1の医師の労働時間上限規制についてです。医師の労働時間上限規制については、令和6年3月まで猶予期間が設けられていましたが、令和6年4月から医師に対しても適用されます。

具体的な上限については、2の医師の時間外、休日労働の上限という医療機関に適用する水準があります。まず年960時間、月100時間というA水準と年1,860時間、月100時間というB水準です。B水準は、地域の医療提供体制の確保のため、救急医療や高度ながん治

療などを行う専門的知識や技術が求められる医療機関に対して、2035年度末まで暫定的に認められる水準です。当院も最終的にA水準に収めることが目標ですが、救急医療を担っており、現時点で全ての診療科をA水準とすることは困難であることから、一部はB水準でスタートする予定です。

次に、3について説明します。B水準の指定を受けるためには、資料の中ほどに記載している流れに沿った手続を行う必要があります。まず、医師労働時間短縮計画を策定し、毎年見直しを行います。次に評価センターによる評価ですが、厚生労働省からの指定を受けた日本医師会が評価を行うこととなっています。評価を受けた後は、B水準の指定申請を県に対して行い、その後、36（サブロク）協定を締結し業務開始という流れになります。現在は、評価センターによる評価を受けている段階です。

次に、4の労働時間短縮に向けた主な取組ですが、下の三つのことを行います。

まず宿日直許可申請ですが、宿日直許可を得た時間帯は労働時間規制の適用除外になるので、実労働と宿日直に該当する業務を区分し、図の下にあるとおり、宿日直許可を得ていなかった救命救急センター等の許可を取得したところです。

次にタスクシフト／シェアですが、医師の具体的な指示の下で診療の補助や診断書、退院サマリ作成等の事務的補助を行う医療秘書を病棟と外来に配置しています。また、その下の特定行為を行う看護師の育成ですが、外科術後管理と救急分野において、医師に代わって特定の医療行為を行う看護師を積極的に育成しています。令和2年度から当院内で育成を始めており、毎年3名ずつ、計9名が研修を修了しています。

次に右の意識改革ですが、特定の患者を一人の主治医が常に診ることが長時間労働の要因の一つとなっているので、患者やその家族の理解を得ながら、複数主治医制へのシフトを検討します。次にその下ですが、医師は応召義務の意

識が高いため、これまで時間外労働に対する意識が極めて低かったと言えます。そこで、時間外勤務として扱うべき業務と自己研鑽との区別を明確化し、勤怠管理システムに適正に入力するよう各医師に周知徹底を図り、正確な勤務実態把握に努めます。

今後は、以上の取組を定着させながら、労働時間短縮につなげていけるよう努力します。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 最後に説明があった業務と自己研鑽の明確化について、具体的にはどうしていくのか。

井上病院局長 厚生労働省からもガイドラインが出ていますが、県立病院の医師の合意を得た上で、自己研鑽と診療の区分についてある程度具体的に基準を作っています。

その大きな原則は、診療に直接関わることを時間外にしたときは時間外労働として認める。患者の診療に直接関わらないことは自己研鑽という大きな切り分けをしています。また、判断に迷う場合は院長がそれぞれの課と話し合いながら区分していくことにしているので、病院側が一方的に判断していません。

佐藤県立病院長 今、委員から話があったように、医師には自己研鑽と業務の切り分けという概念が非常に薄いのが現実でした。そこで医局会、部長会、当院の医師が集まり、思想の上で私や医局長がどういう考え方でこれから働かなければならないのかを伝えた上で、今病院局長が申したように、自己研鑽と労働の区分について教育じゃないですが、皆さんに共有してもらう作業をしています。だいぶ認識が浸透してきた印象です。

来年4月から実施しなければならないので、具体的には、誰がどう考えても自己研鑽あるいは業務である部分は、私や院長あるいは事務職員が勤怠管理の表を見て、誤解している医師がないか、偏りの大きい部署がないかをチェックしながら、適宜修正していく予定です。

確かに最初はかなり難しい部分があることは

病院側も承知しているし、それを入力する各医師から既に質問を受けていて、こういう場合はどちらになるのかというやり取りを続けながら、標準化されていくのかなと思っています。

猿渡委員 業務として認められる時間は残業に入るが、それ以外の自己研鑽は残業に入らない理解でいいですか。

佐藤県立病院長 基本的にはその考えで進めているつもりです。ただし、恣意的に自己研鑽に持っていかるとか、業務として扱うことはあってはならないと思っているので、それは医師から現在出ている質問も踏まえて、余り行き過ぎや至らぬないようにこちら側も努めています。

井上病院局長 追加です。医師が病院に長くいる場合に、切り分けがうまくいくかが現実的には問題になるわけですが、これは今佐藤病院長が言ったように、切り分け方を皆で合意しながら前に進めていく以外に方法はないと思います。熱心な医師はずっと病院にいるんですよ。どこまでが患者のことで、どこまでが自分の勉強なのか分からないグレーゾーンがいっぱいあるわけです。ところが、できるだけオンとオフをはっきりさせない限りは、この問題は永遠に続きます。我々の時代はそれが当たり前になっているので、そう簡単に解決はしませんが、お互いの合意の中で切り分けていくしかないと思っています。

猿渡委員 それから、タスクシフト／シェアを進めていますが、残業時間などを聞くとやはり医師自体を増やしていくべきだと思うし、医師の育成にも課題があると思います。そこで課題解決のため、どのように進めていくのか教えてください。

井上病院局長 これは大変大きな問題で、大分県だけにとどまらない問題です。非常にきつい診療部門はどうしても医師が集まりません。自由に選択できる前提なので、例えば救命救急科や産婦人科、小児科はどんどん手があがるわけではありません。ですから、ある程度優遇される奨学金制度を作るなど、いろんな形で後押ししながら、大学と連携して医師を優先的に育成することをどこもやっています。

選択制を自由に認めている以上はそうになってしまう。だから、定員制にしてある診療科は何人まで、それをオーバーしたら認めない国もありますが、日本はそうではないので、今はそういうやり方しかないと思っています。

今吉委員長 今の件に関連して、働き方改革と言っても病院は救急医療とか現場によってもいろいろ違いますよね。医師の労働時間の上限規制が始まったときに、時間の考え方でいろいろトラブルが起こってくると思うので、すぐ改善できる方策を考えておいてもらえますか。

井上病院局長 現場で誰かがチェックしているわけではないので、月ごとにまとめながら、それを振り返って次の月にいかす。診療の働き方は変えなくていいと思いますが、それをどう区分するかを上手にして、お互いに慣れていく必要があるのかなと思っています。ただ、患者に迷惑がかかるようなことは余りないと思っています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

佐藤委員外議員 医師の仕事を減らすためにいろいろしている中、タスクシフト／シェアで、医療秘書や特定行為を行う看護師は、今までなかった部署の職員になりますか。

井上病院局長 医療秘書に関しては、制度や取り入れ方は20年近く前からあり、診療報酬でそれを認めています。医師や患者に対してこれぐらいの配置をしたらいくら診療報酬を増やしていいと国が誘導しています。医師はいろんな事務的処理で、ものすごく忙殺されるので、医師免許を持っている者以外してはいけない業務を、肩代わりして最後にチェックすればいい形に替えて、診断書をはじめいろんな書類作成のサポートをしています。

それから、看護師に危険な行為をさせてはいけないとなっていたのが、一定の研修を経て医師が監視をしていれば、例えば術後の傷の付け替え等はしていいとなっています。そうでないと医師が来るまで患者はずっと待たされるわけ

ですね。医師は日中手術をしていて夜しか対応できないとなったら、全てが止まってしまい患者に迷惑が掛かります。そういったことをなくしていくのが病院の中での特定医療行為の在り方です。

佐藤委員外議員 これまでも行ってきた仕事であって、今回新しくできてすぐに定員増になるわけではないのですね。

井上病院局長 これは継続してやるという意味でここに出しています。（「分かりました」と言う者あり）

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

今吉委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

また、今日は委員外議員として佐藤議員に出席いただいています。

まず、付託案件の審査を行います。

第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

河野生活環境企画課長 第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、生活環境部関係について説明します。

資料2ページを御覧ください。

今回の補正予算案では、国の経済対策を踏まえた省エネに向けた設備導入の支援にかかる経費を計上しています。当部関係の補正予算額は、左の区分の上から2段目、第3号補正予算案欄の赤枠で囲った1億3,250万円です。これを既決予算に加えた本年度予算の総額は、下の

赤枠130億6,753万1千円です。

3ページを御覧ください。

当部関係の補正事業は1事業であり、上の表に記載しています。事業名、地域再生可能エネルギー導入推進事業、補正予算額は1億3,250万円です。この事業は、地域への再生可能エネルギーの導入を推進するため、太陽光発電等を導入する一般家庭や事業者に助成を行うものです。まず、太陽光発電については、一般家庭には1キロワット当たり7万円を補助します。また、民間事業者では賃上げ枠を設け、事業所内の給料や賃金等が事業実施前月比で一定以上増加している場合は1キロワット当たり7万円、その他事業者は1キロワット当たり5万円を補助します。次に蓄電池については、補助率3分の1、ただし国の交付単価である1キロワットアワー当たり15万5千円に、補助率3分の1を乗じ得た1キロワットアワー当たり5万1,600円を上限に補助します。なお、民間事業者については、補助上限を200万円としています。

次に、下段の表を御覧ください。令和5年度予算繰越明許費について説明します。今回、限度額の設定をお願いする事業は、表に記載のとおり二つの事業です。今回の補正予算に伴うものや入札不調による影響などにより、適正工期の確保が困難となったことから、次年度に繰り越して事業を実施する予定です。引き続き事業効果の早期発現に努めたいと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 太陽光発電の補助金の関係で、9月で予算を使い切ったので今度さらに追加をするということで、大変ありがたい事業であると思います。ただ、情報を知っている一部の人が使えるのではなく、幅広い周知が必要と思いますが、周知はどのようにしているのか。

後藤脱炭素社会推進室長 質問ありがとうございます。インターネットのヤフー広告やインスタグラム、X（旧ツイッター）を使ったものと、あとは大分県建築住宅センターが窓口となって

やっているので、建築事業者に周知した上で、そこから一般の事業者にも伝わればと思っています。（「分かりました」と言う者あり）

今吉委員長 1点いいですか。太陽光エネルギーの補助金額は変わっていませんか。

後藤脱炭素社会推進室長 賃上げ枠を新たに設けたことはありますが、補助金額や補助のスキーム等は特に変わっていません。

今吉委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は福祉保健部関係の審査の際に一括して行います。

次に、請願5野良猫の減少に向けた取組を求めることについて、執行部の説明を求めます。

若松食品・生活衛生課長 資料4ページを御覧ください。請願5野良猫の減少に向けた取組を求めることについて説明します。

請願の内容は令和3年度から県事業として取り組んでいる、さくら猫プロジェクトの事業継続と必要な予算措置を講じることです。また、地域猫活動について地域住民に理解を求める看板の設置を行うよう求めているものです。

さくら猫プロジェクトは、所有者のいない猫による環境問題の改善や殺処分数の削減を目的に、ボランティア団体、市町村、動物愛護センターが一体となり、不妊去勢手術を進める取組です。令和4年度末時点で15市町で約2,500名を超えるボランティアが参画し、年間1,377頭の不妊去勢手術を実施してきました。これらの取組により、殺処分数は令和2年度の1,088頭から令和4年度には457頭と半減しています。しかしながら、殺処分のさらなる減少には継続した取組が必要と考えています。

また、今年1月に実施したボランティアのニーズ調査では、地域の理解に向けた積極的な広

報が必要との意見が多数寄せられました。そのため、地域猫活動の取組が分かるポスターを身近な公民館に掲示するとともに、活動内容をSNS等で発信しています。

今後も地域住民への周知啓発について、どのような方法が効果的であるかなど、引き続き検討していきたいと思います。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 この請願は大変大事なもので、採択すべきだと思います。

私も保護猫を1匹飼っていて、ボランティアの方には大変お世話になり、ボランティアの皆さんは私財を投じて世話をしています。

そういう中で今看板の話になりましたが、地域の公園などで環境省や自治会名で、無責任に猫に餌をあげるのはやめまじょうとか餌をあげないでと書かれたものを見かけます。別府市のいくつかの公園に看板があったので改善してもらいたいと市には伝えましたが、やはりそういうものがあると住民同士のトラブルになりますよね。せっかく一生懸命世話をしている方が、この看板に餌をあげないでと書いているじゃないかと言われるので、公園に今言われた地域猫活動の理解増進を求める適切な看板やポスターを設置するとか、スーパーなどいろんな場所で啓発を進めていくことが大事だと思います。市の公園緑地課と話しても、やはり難しい面を感じているようで、関係部署にもしっかり理解してもらって、関係者から市民に対して理解を広げていくことが大事だと感じています。

また、12月の市議会の報道を見ても、さくら猫プロジェクトの取組を広げていってはどうかという質問があちこちでされています。それに対して前向きな答弁も見かけるので、県内にさくら猫プロジェクトに対する理解をどう広げていくかが重要だと思います。不妊去勢手術をせずに耳をカットしてない猫との関係を心配する声もありますが、回答などあればお願いします。

若松食品・生活衛生課長 さくら猫プロジェク

トに対するボランティアの方の意見もあるように、この活動が地域に理解されていないところがあります。

今看板の話がありましたが、大分市のボランティアが腕章をして取組を始めようとしている情報も得たので、そういう取組も含めてどういった普及啓発のやり方が良いかを考えています。

嶋副委員長 殺処分数が減少したとはいえ、猫のふんや臭いで困っている人がたくさんいます。そういう中でボランティアの皆さんには本当に頭が下がりますが、この請願の中に令和6年度以降のさくら猫プロジェクトの実施については不透明だとありました。予算も削減され、規模縮小になる可能性があるとのことですが、実際のところはどうですか。

若松食品・生活衛生課長 来年度の予算については今ちょうど検討中で、詳しい話はできません。

嶋副委員長 来年度以降も予算措置をしてしっかり取り組んでほしいと思います。

それから、看板の設置はまだ十分ではないので、市町村ともこれまで以上に連携を深めて、看板設置を続けてもらいたいと思いますが、何かあればお願いします。

若松食品・生活衛生課長 しっかり取り組んでいきたいと思います。

高橋生活環境部長 委員のそういう声をしっかり当局に伝えて頑張るので、後押しをよろしくお願いします。

今吉委員長 ぜひ部長も全県を回って看板の確認をちゃんとしてください。よろしく願います。（「できる限り」と言う者あり）

志村委員 現場では、県のどこが所管していますか。

若松食品・生活衛生課長 以前は各保健所が所管していましたが、令和2年に動物愛護センターができてからは、動物愛護センターが管轄しています。ただし、中津市の北部保健所と日田市の西部保健所管内は、まだ保健所が動物愛護業務に携わっています。

ただ、猫の環境問題については市町村の衛生課も管轄になるので、連携して取り組んでいき

たいと思います。

志村委員 やはり地元の各市町村がもう少し前面に出るべきで、県と市町村が連携してやるのが一番大事なことだと思います。特に不妊去勢手術については、頭数が限られていてとても間に合わないとのことで、臼杵市では令和6年度予算を市独自で用意する動きもあるようなので、やはり市町村が予算をちゃんと組んで計画的に実施するようお願いしたいと思います。この請願をきっかけに、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

若松食品・生活衛生課長 大分県動物愛護センターが実施する、さくら猫プロジェクトの話でしたが、委員がおっしゃるとおり市町村が独自でそういった補助もしているし、県がそういった取組を応援するもう一つ別の制度もあって、地元の動物病院に自分の都合がいいときに手術をお願いすることができます。

臼杵市の話がありましたが、実施する市町村が増えていく話も今聞いているので、このまま拡大していくように県としても取り組んでいます。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

若山委員 さくら猫プロジェクトを推進する請願に賛成の立場ですが、田舎になればなるほど、地域猫に餌をやるとどうしてもその猫以外の動物が食べに来ます。当然、今問題になっているアライグマやアナグマなどが食べに来て、農作物被害が頻繁に起こることも事実としてあるし、市町村や場所によって取組がいろいろと違ってくる可能性があるのも、安易に餌を与えることが良いのか悪いのか難しい部分だと思います。私もいろんな相談を受けて、回答できないものも多いです。農作物被害等の原因になる動物の捕獲も進めながら、猫は良くてアライグマは悪い話ではないですが、そういった難しさを住民から聞いていることも一つ提言として述べたいと思います。

若松食品・生活衛生課長 野生動物が食べることがないように、餌をやりっ放しにせず、ある時間見守ってそれが終わったら片付ける。排泄物などの片付けも含めて、ボランティアの皆さんが行う取組をきちんとマニュアル化するなど

して明記しながら取り組みたいと思います。

今吉委員長 現場に行って、確認だけはしっかりしてくださいよ。（「分かりました」と言う者あり）部長もお願いしますね。（「はい」と言う者あり）

では、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。

三浦委員 請願の趣旨に関しては分かりませんが、紹介議員として名前が出ている2人に会うけど何も言ってこないのも、私としてはその程度のものかなと思っていました。ただ、請願者に会って請願の趣旨はよく聞いたので、私は賛成します。

今吉委員長 それでは、採択についてお諮りします。本請願は、採択とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本請願は採択すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。今回は陳情が2件です。まず、陳情5女性トイレへの男性侵入防止を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

資料5ページを御覧ください。女性トイレへの男性侵入防止を求める意見書の提出について説明します。

陳情の趣旨は、LGBT理解増進法の留意事項に基づいて、女性や女兒が安心して女性トイレ等を利用できるよう、生物学的女性や女兒の心身の安全を守るため、一つ目に女性トイレや女性更衣室を身体的特徴により運用すること、二つ目に女性専用のトイレ並びに更衣室の設置を義務付ける規則や指針等の改正を行うこと、三つ目にLGBT理解増進法に生物学的女性の

権利保護の担保を加える改正を求める内容となっています。

LGBT理解増進法には、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意する、政府はその運用に必要な指針を策定すると規定されており、県としては指針の策定状況を注視しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 トランスジェンダーの方は、これまでも非常に気を遣いながら生活していて、一部にこういう意見があることが、理解促進にマイナスになると思っています。もっとトランスジェンダーの方への理解を深めるべきだと思います。

今吉委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、次に陳情9すべての県民の安全安心を大分県として保証することに関する陳情について、執行部の説明を求めます。

小野危機管理室長 資料6ページを御覧ください。陳情9すべての県民の安全安心を大分県として保証することに関する陳情について説明します。

陳情の内容ですが、大分県に対して、項目1有事の際に県民生活に一切の損害を与えないための施策を進めること、項目2万が一県民の生命や財産等が損害を被った場合の損害賠償請求に対応すること、項目3攻撃対象となることが想定される弾薬庫やミサイル連隊、軍民利用の民間施設周辺の不動産価格等が下落した場合、損害賠償に対応することを求めるよう、大分数戸ミサイル弾薬庫問題を考える市民の会から提出されました。

項目1については、陳情の内容が具体的でないことから県としての見解を述べるのが難しいと考えています。項目2については、国会に

おける立法措置の要否に係る事案であると考えます。項目3については、土地の価格は景気動向等も含め様々な要因により変動することから対応は困難であると考えます。いずれにしても、国の責任と判断において対応すべきものであると考えます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

吉村委員 今説明があった項目1から3については、より精査する必要があると個人的には思いますが、陳情を出された地域住民の思いを十分受け止めてもらいたいと思います。

これまでに自治委員や住民への説明会等も行われてきていますが、まだ十分な不安解消にはなっていないし、国からの説明も不十分だと思います。これは致し方ない部分もありますが、住民の不安は募っているので、今後とも県として国や大分市の間に入りながら、住民に寄り添い、説明会等で要望があればその中に入っただければと思います。

若山委員 同じ観点からですが、先日の一般質問の知事答弁でも、市と連携して県民の不安解消に向けて取り組んでいくとありました。今のままでは、なかなか住民の不安は拭えずに逆に不安が増していることで、こういう陳情がきていると思うので、説明が難しい部分もあると思いますが、県としても住民の不安解消に向けて全力で国への働きかけと、県や市で住民に対して何ができるのかを十分考えていただきたいと思います。

猿渡委員 私はいろんな動きが有事になることを前提としたものになっていると感じています。日本が戦場になることを前提としていろんな準備を進めていくよりも、戦争にならないためにどうするかを考えることが政治家の役割だと思っています。意見です。

今吉委員長 執行部は何かありますか。（「ありません」と言う者あり）

では、そういう意見も踏まえた説明を今後よろしくをお願いします。

委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これをもって付託外案件の審査を終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず、①の報告をお願いします。

河野生活環境企画課長 7ページを御覧ください。新たな大分県長期総合計画案の骨子についてです。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、立案過程における報告を行うものです。

8ページを御覧ください。

策定の趣旨にあるとおり、現行計画が令和6年度末で終期を迎えるため、これまでの大分県づくりを継承するとともに、時代の要請や潮流の変化にしっかりと対応し、大分県を新たなステージへと発展させるため、新たな計画を策定することとしています。計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和15年度までの10年間としています。ただし、策定後の情勢変化に柔軟に対応できるよう、中間年の令和10年度に見直しを行います。基本目標については、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県とし、実現にあたっては、三つの基本姿勢で臨むこととしています。

9ページを御覧ください。

計画の構成です。策定の趣旨、時代の要請や潮流の変化の次に、基本目標を掲げ、それが達成された際には、共生社会おおいたや選ばれたおおいたが実現されることを示すこととしています。その上で分野別の政策や施策を掲載し、最後に基本目標が達成された姿を、イラストも加えて分かりやすく紹介したいと考えています。

10ページを御覧ください。

新たな政策、施策体系案です。安心は7政策24施策、元気は7政策16施策、未来創造は5政策17施策としています。

11ページには、主なポイントを整理しています。

安心の分野では、自然災害が頻発、激甚化す

る中、安心の大前提となる災害対策を先頭に位置付け、あわせて自然災害と地球温暖化は相互に密接に関連するため、近接させて整理しています。三つの日本一のうち障がい者については、福祉的就労を含めた多様な働き方があるという観点から、雇用率日本一から活躍日本一に変更しています。

元気の分野では、農林水産業については、現行計画はマーケットインの商品（もの）づくりなど、取組を横串で捉えた施策としていますが、今回は生産者に内容をより分かりやすく伝えるため、農業、林業、水産業ごとに振興策を整理します。また、人手不足が大きな課題となる中で、分野横断的な人づくりと誰もが活躍できる社会づくりをセットで推進するため、多様な働き方と女性活躍の政策を統合します。

未来創造の分野では、未来創造の全ての政策に関わる交通ネットワークを先頭に位置付け、広域交通ネットワークの充実が人と物の流れを活性化させ、企業立地や産業集積に加え、移住や定住も後押しすることで、新たな人材や地域の担い手確保にもつながるという流れで整理しています。加えてカーボンニュートラル、デジタルや先端技術の政策を新設し、最後に教育の政策で締めくくることがとしています。

12ページから14ページは、政策、施策体系を現行計画と比較したものです。このうち、生活環境部で所管する政策、施策の主なポイントについて説明します。

12ページを御覧ください。

安心の分野です。当部所管の政策、施策を黄色で示しています。右上の政策1災害に強い県土づくりと危機管理の強化について、全体のポイントでも説明しましたが、自然災害が頻発、激甚化する中、安心の大前提となる災害に強い県土づくりを最初の政策に据えるということで、現行計画の8から移動させています。また、施策3では人的被害ゼロを目指す視点を新たに追加しています。政策2持続可能な環境づくりの推進は、地球温暖化対策を含む政策ですが、地球温暖化は自然災害と密接に関係するため、政策1と近接させて整理しています。また、持続

可能な環境づくりに能動的に取り組むため、政策、施策名を変更しています。政策6多様性を認め、互いに支え合う社会の構築については、政策5障がい者の政策との関係を意識し、障がいの有無や国籍などにかかわらず、多様性を認め合う社会を構築する流れとなるよう、政策順を移動し、あわせて人権尊重と多様な主体との協働の政策を統合しています。一番下の政策7誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりの推進については、現行計画では政策5にあたりますが、施策4の食の安全と施策5の食育は相互に密接に関連するため、今回から施策3で統合して整理しています。

13ページを御覧ください。

元気の分野です。政策5誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる社会づくりについては、人手不足が大きな課題となる中で、分野横断的な人づくりと誰もが活躍できる社会づくりをセットで推進するため、現行計画の政策6と政策7を統合して整理しています。女性活躍については、引き続き社会全体でしっかりと取り組んでいく必要があることから、一つの施策として位置付けています。

14ページを御覧ください。

未来創造の分野です。政策3大分県版カーボンニュートラルの推進は新規の政策です。時代の要請を踏まえ、未来を創造する上で特に重要な取組であるため新たに創設します。安心分野で説明した持続可能な環境づくりの推進とあわせて取り組むことで、環境先進県おおいたを目指していきたいと考えています。最後に、政策5変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造の施策4には私学の関係を、施策6には青少年の関係を整理しています。**今吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、次に②から

⑦の報告をお願いします。

田崎うつくし作戦推進課長 資料15ページを御覧ください。第4次大分県環境基本計画の策定について説明します。

新たな大分県長期総合計画と連動して、生活環境部が策定している令和6年度までの現行計画である第3次大分県環境基本計画についても、時代の潮流を踏まえて次期計画の策定に着手します。

検討体制としては大分県環境審議会や、おおいとうつくし作戦県民会議において議論していきます。資料右側、現在検討が進められている新たな長期総合計画での意見も伺いながら、整合性を図りながら進めていきます。

スケジュールについては、下段に記載しているとおり大分県環境審議会や、おおいとうつくし作戦県民会議を開催しつつ、長期総合計画と同じく、令和6年第3回定例会に計画議案を上程したいと考えています。

浜田自然保護推進室長 資料16ページを御覧ください。第3次生物多様性おおいの県戦略の策定について説明します。

1戦略策定の理由ですが、昨年12月にカナダで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されたことを受け、国は本年3月に2030年度までの生物多様性国家戦略を策定しました。県が策定する生物多様性戦略は、国家戦略を基本とすることとなっているので、この国家戦略を踏まえ、現行戦略を改定するものです。

次に、2戦略の性格・位置付けです。生物多様性基本法に基づき、本県における生物多様性に関する長期的な目標及び基本方針を定めたもので、大分県環境基本計画の個別計画となります。

3戦略の期間は、国家戦略に期限を合わせ、令和6年度から令和12年度までの7年間とします。

4戦略策定の基本的な考え方ですが、（1）基本目標を、豊かな自然と人間とが共生するふるさとおおいに向けた「大分県版ネイチャー

ポジティブ」の実現としました。(2)取組の方向性として、おおいたの重要な自然共生地域を拡大し地域の活力で守る。自然が持つ機能を活用し地域課題の解決につなげる。行政、NPO、地域、企業など様々な主体による取組を進めるの3点を挙げ、(3)骨子には生態系の健全性の回復をはじめ、資料に記載の1から6までの項目としています。

5今後のスケジュールですが、来年1月にパブリックコメントを実施し、2月には環境審議会へ諮り、3月に本委員会で報告を行う予定です。

松原私学振興・青少年課長 資料17ページを御覧ください。第2次大分県再犯防止推進計画の策定について説明します。

1策定の目的等ですが、本計画は犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、県民が安心して暮らせる社会の実現のため、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、再犯防止の取組のさらなる深化、推進を図ることを目的としています。本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年としています。

次に2計画案の概要ですが、Ⅲ今後取り組んでいく重点課題の第1から第5は、1次計画から引き続き取り組みます。新たな項目としては、国の2次計画で都道府県による再犯防止等の取組を促進することなどを施策とした、地域による包摂の推進が重点課題に加えられたため、県計画でも同項目を追加します。具体的施策としては、本人やその家族、支援者への相談支援体制の構築、高齢者や障がい者に対する福祉的な支援などとしています。

最後に3今後のスケジュールですが、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、本委員会で報告後、公表を予定しています。

後藤脱炭素社会推進室長 資料18ページを御覧ください。脱炭素促進区域に係る環境配慮基準の策定について説明します。

1制度の概要ですが、令和4年4月改正の温暖化対策推進法で、市町村は再生可能エネルギー導入を促進するエリアである地域脱炭素化促

進区域を定めることが努力義務化されました。この促進区域は、国の基準及び都道府県基準に従って、市町村が定めることとなります。そのため、今回県基準となる促進区域から除外すべき区域及び市町村が考慮すべき区域や事項を、市町村が再エネを設定するのに先立って定めるものです。なお本配慮基準は、先般改定した第5期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の別冊という扱いになります。

2内容(案)ですが、設備の種類ごとに県基準を定めます。除外すべき区域については、設備の種類によって多少異なってきますが、地域資源の保全や防災面の観点から関係法令や条例等で指定されている地域を設定する予定です。例えば、砂防法に基づく砂防地域や大分県立自然公園条例に基づく特別地域を想定しています。市町村が考慮すべき区域や事項については、設備の種類により、土地の安定性や騒音、硫化水素、水の汚れ等を想定しているほか、共通事項として動植物、生態系、景観等を設定することとしています。これらの事項については、県庁内や市町村の関係所属、関係する専門家にヒアリングを実施しており、その意見をもとに設定します。

3今後のスケジュールですが、来年1月にパブリックコメントを実施し、県民の意見を反映した内容にしたいと考えています。その後、3月に計画案を本委員会で報告後、3月下旬に計画の公表を予定しています。

北村環境保全課長 資料19ページを御覧ください。大分県環境影響評価条例の一部改正について説明します。

まず、I条例の概要及び法改正の内容です。本条例は、環境影響評価法の対象とならない事業等について、より環境に配慮した事業となるよう環境影響評価手続の実施を義務付けたものです。さきほど説明したとおり、令和4年4月改正の地球温暖化対策推進法で、都道府県基準に基づき市町村は地域脱炭素化促進区域を定めることが努力義務化されました。当該区域に、再生可能エネルギー発電所の整備が行われる場合には、環境影響評価法における計画段階環境

配慮書手続を不要とする特例が設けられました。

次に、Ⅱ 条例改正の概要を御覧ください。条例においても法と同様の特例を設けるため、促進区域内において認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる再生可能エネルギー発電所の整備については、配慮書手続を不要とする旨を追加します。

最後に、Ⅲ 今後のスケジュールについてですが、環境審議会への諮問やパブリックコメントなどを行った後、令和6年3月に本委員会で報告後、施行を予定しています。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長
資料20ページを御覧ください。パートナーシップ宣誓制度の県域導入に係る検討状況について説明します。

この制度は、同性のカップルなどが婚姻に準ずる関係であると宣誓したことを、自治体が証明する制度ですが、(1) 導入時期のとおり来年4月からの制度導入に向けて準備を進めています。

(2) 県域導入の意義ですが、当事者の安心感の醸成や困りごとの解消、それから県内での市町村格差の解消です。

このため、未導入の市町村も含め県内全域で効果が出るよう、(3) 県域導入(案)のとおり県と市町村で一体となった制度となるよう、市町村と調整をしています。具体的な行政サービスの主なものは、県では県営住宅の入居や県立病院での手術同意等であり、市町村では公営住宅の入居、公立病院での手術同意等、犯罪被害者見舞金の支給対象を予定しています。また、民間サービスも住まいや医療など生活に不可欠な分野を中心に制度の対象となるよう、不動産業者、病院、携帯電話事業者等に働きかけを行います。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 まず、パートナーシップ宣誓制度については、私が以前求めてきた経緯もあるし、良かったと思っています。全市町村が来年4月から実施できるように努力していると思います。

以前、一般質問でファミリーシップ制度も含めて質問しました。今後、子どもを含めた取組も必要かと思いますが、その点はどうなりますか。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

ファミリーシップ制度も含めて市町村と意見交換をしていますが、そもそもの制度がパートナー関係であることを宣誓して、それを自治体が証明する制度で、それが子どもの証明までできるかは今検討しています。

猿渡委員 家族の形態が多様化しているので、子どもを含めて支障がないように取り組んでもらえたらと思うので、よろしくをお願いします。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

ファミリーシップ制度を導入している自治体については、実子や養子など親子の法的関係が片方にあった場合にやっているの、子どもを含めてどこまで証明できるのか、あるいは自治体が証明するとどんな効果が発揮できるのかなど、そういったところを含めて検討を続けていきたいと思っています。

猿渡委員 今説明があった内容は大分県長期総合計画とも絡んでくると思います。資料9ページの基本目標が達成された姿のところに、環境先進県など特色ある取組の発信云々とあり、大分県が環境先進県となるためには本当にいろんな取組が必要になると思います。そこで、環境先進県は具体的にはどういうことをイメージし、それに向けてどのように取り組もうとしているのか教えてください。

田崎うつくし作戦推進課長 環境先進県おおいについてですが、地球温暖化などの世界規模の環境問題は私たちの日々の生活に起因しています。自分のこととして捉え、県民総参加で取り組む必要があります。一方で、環境保全の捉え方も変わりつつあり、環境対策が企業の価値を高めたり経済的に評価する流れなども生まれてきています。

そういったことで、これまで成果が出ている取組は継続しつつ、自然環境を守るのみならずいかすの視点も取り入れて、環境で選ばれる県をキーワードに観光誘客や移住定住、投資など

の経済活動につながる新たな取組も進めながら、環境先進県おおいたを目指していきたくと考えています。

猿渡委員 説明が抽象的でちょっと分かりづらいですが、例えば大分市のばいじん問題など私たちが国とやり取りしていますが、なかなか企業に対する働きかけが難しい面もあると思います。

ですから、企業に対する行政からの働きかけをしっかりとやっていくことが、大分県の場合特に大事になると思いますが、その辺も含まれているという理解でいいですか。

高橋生活環境部長 基本的な環境対策にプラスして環境先進県に向けての個々の指標をこれから検討していきます。抽象的という話ですが、一つ一つ目標を設定して、そのトータルとして環境先進県を打ち出せるような姿を想定しています。もちろん企業の新しい力も使いながら、プラスアルファを目指していくことを今回新しく打ち出そうと考えています。

穴見委員 パートナシップ宣誓制度について基本的な確認も含めた質問で申し訳ないですが、20ページの一番下にあるように既に導入している6市以外の市町村のために県でこれを導入するという理解でいいですか。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

既に導入している6市も含めてと考えており、6市の中でも資料20ページにある共通サービス——市町村公営住宅の入居や公立病院の手術同意等、犯罪被害者見舞金の支給などが全部そろっているわけではないので、今制度を導入している6市も含め18市町村全てで適用できるように市町村と調整をしています。

穴見委員 もう一度確認です。例えば、大分市で宣誓した方は、来年4月以降に再度申請することになりますか。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

再度申請してもらうことは想定していません。今後県で申請した人は18市町村全部に適用されるし、これまでに申請して承認を受けた人も他の市町村も含めて適用できるように調整しています。例えば市営住宅の入居については、入

居の資格のところで親族に準ずるものという項目がどこの市町村もありますが、そこで大分県や県内の市町村で承認を受けた者については認めるような規定の改正、あるいは現状の解釈で読み込めるかを一つ一つ市町村に今確認しています。

穴見委員 理解できました。ということは、20ページに書いている同性のカップルなどというのは、異性は含まずに同姓のみになりますか。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

制度を導入している6市では同性を対象とした制度を運用していることから、県でも同様に同性のカップルを想定しています。

穴見委員 大分市でも同性ですか。性を限定しないという解釈ではなかったですか。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

大分市も同性カップルだと理解していますが、ちょっと確認をしてみます。

穴見委員 私が間違っていたら申し訳ないですが、大分市議会の議事録を読むと、大分市は9月からの制度実施にあたり性を限定しないという議論がされていた気がします。何が言いたいかというと、格差解消のためにやるのにそこで何か整合性がとれずに、また別の格差が生まれると元も子もないので、他の市町村ともしっかり話し合いながら進めてもらえればと思います。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

今吉委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

また、本日は委員外議員として佐藤議員に出席いただいています。

まず、付託案件の審査を行います。

第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤福祉保健部長 資料の2ページを御覧ください。第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、福祉保健部関係について説明します。

今回の補正予算は、国の経済対策補正予算が成立したことに伴い、介護職員や看護補助者等の処遇改善に係る予算、子どもの施設における性被害防止を目的とした設備整備を実施するための予算を計上しています。

福祉保健部関係の補正予算額は、表の左、区分の中段、補正予算第3号（12月補正）欄の福祉保健部の部計①にある8億1,746万2千円です。既決予算にこれらを加えた現計予算額は②1,404億7,627万2千円となります。

各事業の概要については、担当課長から説明するので、御審議をよろしくお願いします。

渡邊福祉保健企画課長 3ページを御覧ください。1介護職員等処遇改善事業、補正予算額7億9,781万2千円です。

この事業は国の新たな経済対策を受け、人材の確保や定着が急務となっている介護職員や看護補助者等の処遇改善を図るため、来年2月から5月までの4か月間、月6千円相当の賃金の引上げに要する経費に対し助成するものです。

なお、6月以降については国において同時改定となる医療、介護、障がい福祉サービス等の報酬改定において公的価格を見直す中で検討されることとなっています。

今井子ども未来課長 次に、2児童等被害防止対策推進事業、補正予算額1,965万円です。

この事業は、保育施設や児童養護施設等における性被害の未然防止と早期発見等のため、施設設置者が行うパーテーションやカメラの整備

等に対し、国の補助事業を活用し助成するものです。

対象施設は認可外保育施設が51か所、児童養護施設等が197か所、私立幼稚園が21か所の計269施設となっています。補助基準額は1施設当たり10万円となっています。また、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等については市町村予算で計上して県の補助はなく、公立の幼稚園及び特別支援学校については教育委員会にて予算計上しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

吉村委員 まず、介護職員等処遇改善事業についてです。今回の賃金引上げの対象は、正規雇用とパートなどの非正規雇用両方と考えていいのかを教えてください。それから、対象期間を5月までとしているのは、6月に介護報酬の改定が予定されているからという考え方で良いのか。

もう一つは、先日ケアマネジャーの方と話をしたところ、最近は介護職員の処遇改善はされているが、実はケアマネジャーのなり手が不足しており、少しずつ深刻化してきているという話がありました。この等の中にケアマネジャーは入らないのか。また、その辺の考え方について伺います。

渡邊福祉保健企画課長 まず、国から事業の実施要綱がまだ示されていないことが前提にありますが、最初の正規雇用、非正規雇用両方が対象かということと、3番目のケアマネジャーに関する質問と一緒にお答えします。

令和3年度に処遇改善加算で補正予算を組んだときは、当時の実施要綱の中で、施設の判断で介護職員以外のその他の職員も対象にできていました。今回どうなるかは聞いていませんが、これと同じであればそういう形になると思っています。

2番目の報酬改定は例年4月からが通例でしたが、今回特に医療報酬の準備等の関係で、同時改定を6月に実施する方向であると伺っています。（「ありがとうございました」と言う者

あり)

渡邊高齢者福祉課長 今の説明に補足します。

現状はケアマネジャーが不足まではいかないですが、ケアマネジャーのなり手が以前に比べると少し減ってきている状況と聞いています。その点をケアマネジャーの協会等と協議しながら、資格を持っていながらケアマネジャーになっていない潜在的な方がいるので、そうした方に研修を受講してもらって、ケアマネジャーとして勤務してもらおう働きかけも現在行っています。

工藤福祉保健部長 今のケアマネジャーの不足の傾向は、今後何か抜本的対策を打たないと解決しないと思っています。私の母親もケアマネジャーの方にお世話になっていますが、本当に来訪してから半日ぐらい時間をかけて実際に対面するスタイルを続けているので、かなり疲弊していると思います。今は介護施設でDXなどを活用した機械化がどんどん進んでいるので、ケアマネジャーが日頃の様子を聞くときや記録を整理するときに、DXを使って効率化を図れないか、ケアマネジャーの協会などに県から言わないと今後は厳しいだろうなと思っているので、その辺も取り組んでいきたいと思っています。

嶋副委員長 介護職員等の処遇改善についてです。先日議案説明会の際には、施設職員も含まれるのかという質問に曖昧な返答でしたが、今の答弁のとおり対象になり得るという理解でいいですか。

渡邊福祉保健企画課長 前回の実施要綱には施設の判断で可能であるとされていたので、今回の要綱も同じであれば可能ですが、今の段階ではまだ国から実施要綱が届いておらず、内容が分からないのではっきりとは言えません。

(「期待しておきます」と言う者あり)

今吉委員長 その実施要綱はいつ頃来ますか。

渡邊福祉保健企画課長 国は年内には出したいと言っていますが、事務的な問題ではっきりとは分かっていません。

今吉委員長 年内に分かったら、ぜひ委員に連絡してください。(「分かりました」と言う者

あり)

猿渡委員 今の件ですが、施設の判断で全ての職員に上乘せ賃金を出すとすると一人当たりの金額が下がることが一つ。それから、これまでも介護職員などの賃金アップを図ってきていますが、それでも月6千円では一桁足りないという声があります。本当に大変な仕事で、ケアマネジャーも今部長が言われたように、どこにいても電話がかかってきて対応しなければいけない状況があったりして、やはりそういう賃金の面がまず一つ問題だと思います。また、働き方についても改善していかないと、なり手がますますいなくなってしまうので、今後さらなる改善を求めたいと思います。

もう1点は、保育施設等のパーテーションについてです。これは大事な問題だと思いますが、具体的にはどういうものを想定しているのか。子どもたちが走り回るような施設の中で、衝立みたいなものだとちょっと危ないと思うので、カーテンなどでも大丈夫なのか。安全性も考慮して、やり方によってはそれが逆にまずいことにならないように、そういうこともよく考慮したものが必要かと思いますが、どうでしょうか。

渡邊福祉保健企画課長 まず1点目の金額が下がるのかという話ですが、施設ごとに予算が決まっているわけではなくて、人数で一応積算しています。施設ごとに改善計画を出すことになっていて、その中でその他職員を含んだ形になると思います。ただこれも、あくまで介護職員の処遇改善が目的なのでその範囲を逸脱しないようにと注意書きがあったので、個々の判断は施設でやることになるかと思っています。

それから、介護職員の人材確保に向けた処遇改善事業で、令和3年度から令和4年度にかけて1万4千円ほど全国で賃金が上がっており、今回さらに改善されることとなります。ただ、委員のおっしゃるとおり、まだ全産業に比べて賃金水準は低いので、引き続き国に改善を要望していきたいと考えています。

今井子ども未来課長 パーテーションの件についてお答えします。

カーテンでもいいのかという質問ですが、カ

ーテンでも全然構いませんし、実際にカーテンを設置している保育所もあるので、そういった事例を紹介しながら補助を活用してもらえよう進めていきたいと考えています。

パーテーションを入れる場合も常時そのままそこに置いておくのではなくて、必要なときだけ出すなどの運用をして、安全性にも配慮するよう話をしていきたいと考えています。

猿渡委員 6千円の賃金アップは、人数が増えたらその分補助の総額がアップする考え方ですか。人数が増えても1人当たり6千円は変わらないか確認させてください。

渡邊福祉保健企画課長 積算上1人当たり6千円で積んでいるので、基本的にはそうなるかと思っています。

若山委員 こども未来課のカメラの助成についてです。以前は侵入者に対する外付けカメラの意味合いが強くありましたが、今回は内部に限られるものなのか伺います。

今井こども未来課長 要綱等が示されていないのでそこが限定されるのかはお答えできませんが、施設によっては外も撮影できるのかなとは考えています。

ただ、基本的には保育の状況を撮影することが目的なので、内部が原則だと思っています。

吉村委員 関連です。職員からは、目的は十分理解できるが自分たちのプライバシーはどうなのかという声も既にあがっているようです。

カメラの設置目的やその取扱いなどを定めた設置要綱は、各事業所ごとに作成することでよろしいですか。

今井こども未来課長 どこまで録画をするかなど、カメラの運用基準の作成を求めているので、各施設の判断になると思います。

吉村委員 設置要綱や運用基準などは作っても作らなくてもいいのですか。

今井こども未来課長 補助に作成は必須ではありません。各施設での運用になろうかと思っています。

吉村委員 当然子ども最優先ではありますが、さっき言ったような声も実際にはあるので、職員のプライバシーも担保されるように設置基準や要綱を作成して、何のために使うのかをきち

っと決めて、何かあったときに対応できるようにしておくことが必要なのかなと思ったので。

今井こども未来課長 既に導入して運用している保育所もあるので、そういう保育所の先進的な取組を我々も把握した上で、各施設にどうしたらいいのかはお知らせしていきたいと考えています。

若山委員 運営の要綱要領は県が示していくとは思いますが、そうしないとこのカメラを使った性被害が起こるかもしれないわけですよね。撮影した画像はいつまでどのように残すのか、それ以外はすぐに消すのかななどの細かい部分まで決めていかないと、逆にこれが性被害につながっていく可能性もあるので、きちっとした基準が必要だろうと思いますが、いかがでしょうか。

今井こども未来課長 繰り返しになりますが、先進的に取り組んでいる施設もあるので、そういう施設の事例をお知らせすることもあるし、国ともカメラの設置基準をどうするのかをしっかりと情報交換していきたいと思っています。

今吉委員長 ちなみにカメラは防犯カメラですか。

今井こども未来課長 防犯カメラでもいいですしハンディ的なカメラでもいいと、今回の補助基準ではなっています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、さきほど審査した生活環境部関係とあわせて一括して採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、第97号議案公立大学法人大分県立看護科学大学の中期目標について、執行部の説明を求めます。

三好医療政策課長 4ページを御覧ください。第97号議案公立大学法人大分県立看護科学大学の中期目標についてを説明します。

左側の1中期目標策定の概要を御覧ください。中期目標は、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する今後6年間の目標として設置者である県が策定するもので、この中期目標をもとに大学において今年度中に中期計画を策定することになります。

中期目標の素案については、第3回定例会で議論いただき、その後10月20日までの約1か月間パブリックコメントを実施し、1件の意見が提出されました。いただいた意見も参考に、第4期中期目標案として取りまとめています。

右上に第4期中期目標の概要を整理しているので、今回新たに記載する下線部を中心に説明します。

1教育研究等の質の向上では、教育のDX化や教学マネジメントの推進、県内就職の促進や県民の健康増進などを挙げています。2業務運営の改善では、大学特有の業務の機能強化及び専門的知識や技術の蓄積を図るため、計画的、段階的に法人固有職員を採用し育成していくこととしています。4自己点検及び外部評価では、内部質保証システムを強化し、PDCAサイクルを機能させ、教育や研究等の持続的な改善を推進していきます。5その他業務運営では、ダイバーシティの推進や情報セキュリティの強化について明記しました。なお、看護科学大学には中期計画の策定にあたって、県内就職率などに関する外部の意見を参考にするように伝えます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

嶋副委員長 大学院で保健師や助産師を育成しているが、看護科学大学を卒業した人がそのまま進学するのか。それとも、大学で看護師の資格を取得して現場で経験した人が進むのか、ど

ちらですか。

三好医療政策課長 大学院への進学は両面あります。学部を卒業してそのまま大学院に進学する方もいるし、外部から入学する方もいます。

嶋副委員長 県内には高校1年生時から5年課程で正看護師の資格を取る方も多いが、高卒なので大学院で助産師や保健師を目指すことができないと思います。看護師が、保健師や助産師を県内で目指せるように、もう少し考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三好医療政策課長 御意見を踏まえて考えてみたいと思います。

嶋副委員長 ぜひ前向きに検討ください。

今吉委員長 部長から一言ないですか。

工藤福祉保健部長 最終的には、保健師であれ看護師であれ助産師であれ、県内に残ってもらうことを目指すべきだと思っています。

大学院は37名定員で、看護科学大学の4年を卒業した人がまず入って、あと限られた人数を外から何人かだろうと思います。県内の看護のところから直で大学院でとなると、試験があるので。

嶋副委員長 即大学院は無理でしょう。

工藤福祉保健部長 試験があるので4年生大学に行くとなると時間が結構かかるので、検討しても無理ですよね。（「制度的には難しいですね」と言う者あり）。

嶋副委員長 他県の看護系の大学では、4年間で助産師と保健師の資格が取れるカリキュラムを持つ大学もあるので、もう少し研究していただけるとありがたいなと思います。

藤内理事兼審議監 大分大学は、4年間の看護学部で保健師の資格も取れます。それから、県内では藤華医療技術専門学校が助産師のコースを持っていますが、そこは看護師の資格があれば大卒の資格がなくても助産師のコースに行けます。ただ、看護科学大学の大学院は大卒の資格が必要です。5年間のコースで、看護師の資格を持って保健師を目指す方に関しては、今のところ県外でないと保健師の養成コースには行けません。（「しょうがないですね」と言う者あり）

今吉委員長 もっと看護科学大学のレベルを上げてくださいということですね。

それから、看護科学大学の卒業生の県内就職率をもっと上げてとよく言われませんか。

工藤福祉保健部長 いつも言われています。一般質問で何回も答弁しているので、60%に満足せずに頑張りたいと、おとといも答弁しました。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第98号議案公立大学法人大分県立看護科学大学の定款の変更について、執行部の説明を求めます。

三好医療政策課長 5ページを御覧ください。第98号議案公立大学法人大分県立看護科学大学の定款の変更についてを説明します。

公立大学法人の定款変更については、1にあるとおり議会の議決を経ることとされているため、今定例会でお諮りするものです。2変更の趣旨は二つあり、一つは法改正により中期計画に基づき定める年度計画が廃止されたこと、二つは看護大実習センターの所在地の地目、地積の変更と土地の分筆が生じたことにより、3定款の変更内容に記載のとおり定款を変更するものです。4変更の施行日は、議決後に総務大臣及び文部科学大臣の定款変更認可を受けての施行となるため、令和6年3月を予定しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はあ

りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。それでは、陳情8年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

土師保護・監査指導室長 6ページを御覧ください。陳情8年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について説明します。

この陳情にある脱退一時金制度は、国民年金及び厚生年金の被保険者である外国人が日本を離れる場合に請求できるもので、公的年金の保険料を納めた期間に応じて支給され、同時に日本での年金受給資格を喪失することとなります。

この制度は永住資格を持つ外国人も対象となっており、日本に再入国した後に、将来的に無年金または低年金状態となった場合は、日本人同様に生活保護の支給対象となります。このことは、公的年金を脱退することができない日本人と比較した場合に不公平感があり、結果的に生活保護費を負担する地方財政への影響もあることから、制度の見直しを求めるものです。

なお、この脱退一時金制度に関しては10月24日の臨時国会において、稲田朋美衆議院議員からの同趣旨の質問に対し、厚生労働大臣が次期年金制度改革改正に向けて必要な検討を行うと答弁しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

穴見委員 参考までですが、令和3年度の9万6千件というのは日本全国だと思いますが、大分県内でどのぐらいなのか分かりますか。

土師保護・監査指導室長 脱退一時金に関しては、日本を出国した後に基本的に請求するものであることや請求先が日本年金機構本部、又は各共済組合等であることから、県内の件数は把握できていません。

仮に全国の100分の1と想定した場合、令和3年度は900件程度、過去10年間で7千件程度となります。なお、県内の外国人の被保護者は10月速報値では150世帯190名いますが、そのうち脱退一時金を利用した人数は不明です。制度上把握ができません。今後の国の調査を注視したいと思います。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これをもって付託外案件の審査を終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず、①の報告をお願いします。

工藤福祉保健部長 7ページを御覧ください。新たな大分県長期総合計画案の骨子について説明します。全体の概要については、8ページから11ページに記載していますが、さきほど生活環境部から説明したので省略します。

12ページの安心の分野を御覧ください。政策、施策体系を現行計画と比較したのですが、福祉保健部で所管する政策、施策を黄色で示しています。この体系に則して、主な変更点を順に説明します。

まず、政策1の(4)感染症流行への備えです。現行計画では、家畜伝染病と同じ施策としていましたが、新型コロナウイルスの経験を踏まえた今後の新興感染症対策について記載を充実させるため、本項目を独立させています。政策3の(1)では、男女の共育をさらに応援する観点から、施策名を男女が共に働き共に子育てできる社会づくりとしています。次に、政策4健康長寿社会の構築と安心できる医療・介護の提供では、少子高齢化の進展により医療や

介護の安定的な提供がますます重要となることから、政策名に医療・介護と明記しました。また、施策(1)では、現役世代の健康づくりを一層推進する観点から、生涯を通じたという文言を追加しています。政策5では、生活環境部の全体説明にもあったとおり、障がい者雇用率日本一を障がい者活躍日本一へ変更しています。この新しい長期総合計画では、雇用率という一定規模以上の民間企業での一般就労だけに着目するのではなく、福祉的就労等についても一層の充実を図り、さらに芸術やスポーツ、地域活動等の社会参加も含めて、障がい者が日本一活躍できる大分県を目指したいと考えています。

13ページの元気の分野では、政策6(1)や7(1)にある芸術やスポーツの施策に、障がい者の芸術やスポーツの振興についても記載することとし、障がいの有無を問わず施策の展開を考えていきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 障がい者活躍日本一に変えるということで、以前私は常任委員会の場で一般就労にそぐわない方が置いてきぼりにならないようにと言ったことがあると思いますが、この変更はいいと思います。

それから以前、一般就労を目指す方はぜひ目指してほしいですが、就職活動をするとその日の工賃がマイナスになってしまったり交通費が手出しだったり、少ない工賃の中で就職活動するのはとても大変だと言いました。そういった交通費や工賃の助成を考えてほしいのが一つです。

次に、発達障がいや不登校が社会的な問題になっていますが、リストカットなどのリスクがあるケースを学校や障がい者関係の方から聞きます。それで、やはりその方に合った何らかの居場所がどこかにあることが大事だと思います。放課後等デイサービスは、等が付くので放課後等デイサービスで不登校の子どもを受け入れることができないのか。県外では、フリースクール型放課後等デイサービスもあるとインターネ

ットで見かけます。ひきこもりが長期に及ばないようするためには、本人に合った居場所を見つけることができれば、いろんなところで多様に生活していくことができると思います。フリースクールは教育委員会の関係になるかもしれませんが、そういう多様な受皿や居場所との連携、柔軟な受入先が必要だと思いましたが、どうでしょうか。

工藤福祉保健部長 当然いろんなケースがあるので、我々も一つ一つ何か対策を打てないか考えていきたいと思っています。

施策体系の説明の中で個別に今からここに味付けをしていって、新しい長期総合計画を作っていくこととなります。我々はまず10年の計画を作り、年度ごとに具体的な予算として皆様を示していくことを絶えず繰り返していくに尽きると思います。

また、委員の皆さんからこんなケースに対応できないのかという話を伺って、何とか一つでも二つでもという気構えは当然持っているのですが、またいろいろ聞かせていただきたいと思っています。

福祉的就労の方に就職活動の交通費を渡せないかという話は、猿渡委員から以前聞いています。福祉的就労の障がい者が自分でいろんな会社を見つけてリクルートしていくことは、なかなか現実的ではないかもしれないので、極力ここに行けばいろんな会社と話ができるとか、あるいは事業所ごとにいろんな指導者を置くので、その指導の中で障がい者個人に交通費の負担が及ぶことが余らないようにしていくことも一つの対策だろうと思っています。一人一人に交通費を渡すことができるかは実質負担がなければいい気もするので、その辺は個別に考えていきたいと思っています。

若山委員 関連ですが、障がい者活躍日本一の実現ということで大変すばらしいと思います。福祉保健部を中心に施策等はいろいろ考えますが、受入側の県民へ障がい者に対する理解も含めた啓発をどんどん進めてもらいたいと思います。

工藤福祉保健部長 以前は、障がい者を雇用してくださいと我々が一般企業や事業所をお願い

に行くと、障がい者の雇用はちょっと厳しいというのが本音でしたが、最近人手不足でがらりと変わって、障がい者は雇用につながるとなり、こっちらから行かなくてもいろんな相談を市町村や県庁がもらうようになりました。

少し前に日本郵政株式会社から、地域の小さい郵便局は人手不足で、本当は窓口で3人いないといけないのに2人だけで非常に厳しいと相談を受けるようになり、ある意味これは追い風になると思うので、障がい者雇用の良さや必要性をしっかりとアピールできればと思います。

今吉委員長 今の関連ですが、障がい者雇用率を活躍に変えたのはいいですが、県も障がい者をかなり雇っているわけでしょう。だから、民間に雇えと言う前に、県としても雇用したときにどういう問題点があるか分かると思います。それを民間と共有して雇用につなげる方針を出していかないと、民間に雇用だけを要請してもなかなか伸びていかないと。その実態を一番分かっているのは、部長じゃないですか。

工藤福祉保健部長 民間の一般企業は法定雇用率2.3%ですが、県庁の正規職員はプラス0.2%の2.5%になっています。

知事部局や教育委員会でその2.5%はクリアできていますが、それに加えて知事部局の中には、障がい者を臨時職員として2.5%とは別に最大2年間雇っています。非常勤の障がい者も我々から見ると戦力になっていて、そのまま辞めないでほしいですが、やはり役所の中に確保するのではなくて、この2年間の経験をいかして一般企業で活躍してもらおうと送り出しています。当然県で過ごした2年間でその方とどういう付き合い方をすべきかなどの情報も提供した上で、新たな企業に採用していただいているので、引き続き行っていきたいと思っています。

今吉委員長 それでは、2年間で民間企業に送り出すのではなく、2年後に県の採用試験を受けさせたらどうでしょうか。それでも構わないでしょう。

工藤福祉保健部長 障がい者枠の正規職員の試験も毎年やっているのですが、県職員として働きたい方はそちらを受けていただくし、役所より民

間企業がいい方はそちらに移ることもできます。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に②から⑤の報告をお願いします。

工藤福祉保健課長 14ページを御覧ください。

これまでの委員会でも説明しましたが、こちらにある福祉保健部の主な計画23本のうち、赤枠で囲っている18本について今年度改定する予定です。なお、各計画の策定協議会等での議論も踏まえ、改定にあわせて5本の計画の統合を予定していることから、実際に改定する計画は13本となる予定です。

今回はこの13本の計画のうち、さきほど議案として説明した22番の看護科学大学の中期目標と23番の中期計画を除く、11本の計画の改定の概要と青枠で囲っている新たに策定予定の1本の計画の概要を担当課長から説明します。

なお、現時点で完成している素案については、Side Books（サイドブックス）にアップしているので、後ほど確認ください。

隅田こども・家庭支援課長 15ページを御覧ください。今年度新たに策定する、大分県困難な問題を抱える女性への支援計画について説明します。

第1章の1の(4)位置付けに記載のとおり、この計画は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく県基本計画であり、主に婦人相談所に関する基本的な方針と施策の内容について記載するものです。なお、来年4月からの法施行に伴い、婦人相談所は女性相談支援センターに改正される予定となっています。

2の(1)現状についてですが、相談の9割が30歳以上であり、若年女性からの相談割合が低くなっています。また、一時保護や婦人寮の利用は減少傾向にあります。

こうした現状等を踏まえ、3の基本目標では安心、信頼、誠実で応える婦人相談所を目指し、

若年女性の相談しやすい体制づくり、一時保護所や婦人寮の利用促進、アフターケアの確実な実施をあげています。

第2章では具体的施策として、SNS等の活用による広報活動の強化、ネットワーク会議の開催等による関係機関との連携、職員への研修充実などによる相談支援の専門性の確保、各市町村の体制強化など、10項目の施策を盛り込みます。

三好医療政策課長 16ページを御覧ください。大分県医療計画（第8次）について、新規項目を中心に説明します。

3安心で質の高い医療サービスの提供の5疾病(1)がん医療では、患者本位で持続可能ながん医療の提供、がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を目指し、各種がんの特性や世代に応じた対策、療養支援の充実に取り組みます。

次に、右側の6事業及び在宅医療では、(5)新興感染症医療を項目として追加し、フェーズに応じた医療体制の確保や役割分担の明確化、また、入院や外来医療等を担う協定指定医療機関等を整備していきます。

次に、5医師の確保では、医師の養成に加え働き方改革を推進します。

6医師を除く医療従事者の確保では、薬剤師の地域偏在の解消、看護職員の県内就職の促進や専門性の高い看護師の養成等を推進していきます。

なお、素案については今月開催の大分県医療計画策定協議会終了後速やかに、委員への配布を予定しています。

続いて、17ページを御覧ください。大分県循環器病対策推進計画について説明します。

第2章大分県の現状に記載のとおり県内の死因別死亡者割合で、循環器病は1位の悪性新生物と僅差の2位となっており、入院や外来患者数も上位となっています。

その対策として、右側の第4章に個別施策をまとめていますが、1循環器病予防・正しい知識の普及啓発、2保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を引き続き二つの柱と

し、2の(3)の⑤感染症発生・まん延時等有事を見据えた対策を今回新たに項目として追加しています。

池邊感染症対策課長 18ページを御覧ください。大分県感染症予防計画について説明します。

5計画の内容、数値目標に記載のとおり、療養環境、移送体制など五つの章を追加して全12章とし、このうち12の数値目標については、入院病床数、発熱外来機関数、検査の実施能力などの項目を定めます。

今後、平時から関係団体などとの連携を通じて必要な体制を整備し、次なる新興感染症の発生に備えます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 大分県困難な問題を抱える女性への支援計画の関係で、30代以上の相談が9割で若年女性が相談しやすい体制を目指すとなりました。長期総合計画を作るときに高校生にもアンケートを取った話がありましたが、若い方の感覚は大事なので、若い方にアンケートを取るなど意見を取り入れて、若年女性が利用しやすい体制になるよう反映していくことが大事と思いますが、どうでしょうか。

隅田こども・家庭支援課長 この計画については今のところアンケートなどは取っていませんが、これから12月末から1月にかけてパブリックコメントも行うので、今の御意見を参考にどういった方に話を聞けばいいかを検討していきたいと思えます。

猿渡委員 パブリックコメントをしてもなかなか広がらない場合があると思うので、例えば高校や大学、商業施設など若い女性が集まる場所で、スマートフォンでQRコードから入れるようにするとか、何か方法を考えてもらえたらと思います。

隅田こども・家庭支援課長 この計画を策定する委員会を開催していく中で、その前段階として全国的に婦人相談所の名称を使用している都道府県は本当に僅かで、大分県が残るくらいの状況です。婦人と名前が付いて、若い女性が相

談していい機関だとは思えないと。そこから、もちろん名称変更も今検討していますが、婦人相談所の体制としても若い方から相談されて返していけるような、今までのノウハウの蓄積が少ないこともあるので、その辺も考えていかないといけない状況です。

委員からの御意見については、高校や大学などで若い方の意見を聞けるところがあれば、ぜひ聞いていきたいと思うし、計画を策定した後も婦人相談所としてしっかりした相談が行えていけるかは大きな課題であると考えているので、ネットワーク会議などで議論しながら、必要であれば専門機関に一部委託をしていくことも検討の余地があると思っています。

工藤福祉保健部長 一般論で言うとそういうことになります。本当は福祉保健部で幅広くアンケートを取れるといいですが、なかなかそれも経費がかかるということで、よく手法として使っているのは、普段からいろいろアイデアをもらっている大分大学福祉健康科学部の学生など、ある程度の母集団を持っているところをお願いしようかなと思っています。

駅前でちょろちょろやってもなかなか数が集まらないので、そこそこ母集団があるところに協力いただければ、今委員の言われた声が一般的な社会の声として集まるような気もするので、そういった方向でやっていきたいなと思っています。

今吉委員長 4ページの例でいくと、パブリックコメントを30日間募集して提出は1件でしょう。やはりなかなか集まりづらい面もあるので、そういう連携をもっと広げていった方がいいと思います。1件じゃちょっと寂しいね。(「よろしくお願いします」と言う者あり)

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に⑥から⑧の報告をお願いします。

阿部健康づくり支援課長 19ページを御覧く

ださい。第3次大分県健康増進計画（生涯健康県おおいた21）について説明します。

1 計画の趣旨等にあるとおり、この計画は全ての県民が生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができる生涯健康県おおいたの実現を目指し、健康増進法等に基づき策定するものです。

2 計画改定のポイントとしては、多様な主体による健康づくりの推進やICTの活用のほか、胎児期や幼少期の健康状態が大人になってからの生活習慣病などの発症に影響するというライフコースアプローチの考え方を踏まえた健康づくりの推進、そして健康寿命の補助指標を活用した実効性のある評価体制の導入を盛り込むこととしています。

続いて、20ページを御覧ください。大分県がん対策推進計画（第4期）について説明します。

2 計画の趣旨等にあるとおり、この計画はがん対策の一層の充実を図るため、その推進に関する基本的な方針を定めるものです。4 計画目標として、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指すことを全体目標とし、分野別目標としてがん予防、がん医療、がんと共生を掲げ、その達成のため右側の5分野別施策等で四つの項目をまとめています。

続いて、21ページを御覧ください。第2次大分県歯科口腔保健計画について説明します。

1 計画の趣旨等にあるとおり、この計画は県民自らが歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、生涯にわたり必要な歯科口腔保健サービスを円滑に受けられる環境を整備するため策定するものです。

2 計画改定のポイントとしては、妊産婦期の歯科保健指導の充実や若い世代からの歯周病予防に関する正しい知識の普及啓発といったライフコースアプローチを踏まえた対策の推進のほか、大分県口腔保健支援センターを核とした対策の推進を行うこととしています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ

ればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、次に⑨から⑬の報告をお願いします。

一丸国保医療課長 22ページを御覧ください。大分県医療費適正化計画（第四期）について説明します。

第1章計画策定の趣旨等にあるとおり、この計画は医療費が過度に増大しないようにするとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため策定するものです。

左下の第3章で達成すべき目標を掲げ、右上の第4章ではその達成に向けた施策として、糖尿病性腎症等慢性腎臓病の重症化予防や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援、また後発医薬品の使用促進や市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業の支援に取り組むこととしています。

続いて、23ページを御覧ください。大分県国民健康保険運営方針（第二期）素案について説明します。

第1章運営方針策定の趣旨等にあるとおり、この方針は、国民健康保険の安定的な財政運営や市町村の国民健康保険事業の広域化、効率化を推進するための統一的な方針として策定するものです。

第4章の保険税の平準化に関する事項では、法改正を受けて保険税水準の統一に向けた検討を新たに加え、完全統一の目標年度を令和11年度としています。

第5章歳入・歳出両面における取組では、保険税徴収の適正実施、健康寿命延伸や医療費適正化に向けた取組、市町村国保事業の標準的、広域的及び効率的な運営について強化を図ります。

渡邊高齢者福祉課長 24ページを御覧ください。おおいた高齢者いきいきプラン（第9期）について説明します。

主な改正のポイントは2点あり、一つ目は第

4章の②介護人材の確保・育成です。介護人材不足が加速する中、働きやすい介護現場を評価する、ふくふく認証の推進や介護ロボット、ICTの導入促進、外国人材の積極的な確保などを強化します。

二つ目は、第5章の①認知症施策の推進です。6月に制定された認知症基本法を踏まえ、認知症の人に対する理解の増進や社会参加の支援等に取り組みます。

なお、素案については今月開催の大分県高齢者福祉施策推進協議会終了後速やかに、委員への配布を予定しています。

柳井障害福祉課長 25ページを御覧ください。大分県障がい者計画（第2期）について説明します。

主な改正のポイントは2点あり、一つ目は第3章2の③障がい児支援の充実です。医療的ケア児支援法を踏まえ、在宅で医療的ケア児を介護する家族への支援を充実させます。

二つ目は、5の③障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保です。就労継続支援事業所等の福祉的就労においても、多様な就労機会の確保が図られるよう、県や市町村からの優先調達を推進するとともに、民間企業に対しても、物品等の発注を働きかけます。

続いて、26ページを御覧ください。いのち支える大分県自殺対策計画（第2期）について説明します。

第4章の基本方針ですが、自殺は誰にでも起こり得る危機という認識のもと、自殺の要因となり得る様々な分野の関連施策と連動し、県や市町村、民間団体等と連携、協働して総合的に対策を展開します。

第5章で子どもと若者、労働者と経営者など対象ごとに具体的な取組をまとめていますが、全国的に女性の自殺者が増加傾向にあることから、今回その項目を追加して対策に取り組みます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 国民健康保険の運営方針の関係です。

令和11年度に保険税水準の統一を目指すがあるが、別府市で言うと所得が低い方が多いので、所得に対して保険税の負担が非常に重い現実があります。

市町村ごとに状況は違うので、統一していくと言っても保険税がますます上がってしまうなどいろんな問題があると思いますが、どのように統一していくのか。私は非常に難しいと思っていますが、課題や見通しについてどのように考えているか教えてください。

一丸国保医療課長 保険税水準の統一に向けた課題についてお答えします。

県内に住んでいれば、同じ所得で同じ世帯構成であれば同じ保険税水準とすることで、令和11年度の統一を目指しています。

委員が言われたように別府市は、まあまあ低いですが、別府市にしても医療費そのものは高くなっています。これを他の市町村と一緒に見ることによって、1人当たりの医療費は下がる傾向になるので、統一するから上がるというのは皆さん誤解していると思います。統一しなくても今後医療費が上がっていくのは明白なので、今回診療報酬も上がり医療も高度化し、前期高齢者はこれから減っていきませんが、ある程度の人数は続いていくので、これからも1人当たり医療費は増えていきます。また、新しく生まれてくる子どもは少ないので、生産年齢人口は減っていきます。そうすると、どうしても1人当たりの保険料は上がっていくこととなります。ただし、同じ県内でも市町村によって進んでいるところと進んでいないところがあり、例えば特に進んでいる玖珠町や九重町、姫島村は単独ではもう経営が成り立たなくなってきました。ですから、今までは市町村の市町村民同士の支え合いでしたが、今後は県内の市町村同士で支え合っていくやり方に変えていく方針です。

そのためには、同じ保険料を取るのであれば同じサービスを提供しないといけなないので、市町村でバラバラになっている保険事業の内容や保険税の減免、一部負担金の減免基準の標準化を図るなど、これからそろえていかなければいけないところがたくさんあります。皆さんの保

険料が、県全体で不公平感がないように保険税水準の統一を目指していきたくと思っています。**猿渡委員** 今も所得に比べて保険税が非常に高いので、国の負担を増やしてもらえるように国への働きかけを一層強めてもらいたいと思います。

今吉委員長 では、私から1点いいですか。大分県医療費適正化計画（第四期）の中で、令和11年度までに達成すべき目標に、たばこ喫煙率を入れていきますね。これは県民にそういう周知をしているんですか。

藤内理事兼審議監 22ページの第3章に記載している、たばこ喫煙率10.4%については、さきほど紹介した第3次大分県健康増進計画（生涯健康県おおいた21）にも盛り込みます。

考え方としては、今たばこをやめたいと考えている人が禁煙に成功したら、これくらいの喫煙率になるという数値にしています。やめたくない人やどうしても禁煙する気持ちのない人まで無理にやめた場合の目標値が10.4%ではなく、今やめたいと思っている人が無事禁煙に成功するとこの数字が実現できるという目標値を設定しています。

今吉委員長 やめたいと思う人が多くなればよいということですか。

藤内理事兼審議監 そうです。ただ、今までやめたいと思う人はどんどんやめてきたので、今喫煙を続けている方はかなり信念を持って続けている人だと思います。

たばこをやめたいと思っている方の割合が一時50%近かったのが、今は40%を割り込むぐらいまで減ってきています。でも、その人たちが禁煙に成功したら、こういう数字になるということです。

今吉委員長 たばこってそんなに体に良くないですか。

藤内理事兼審議監 喫煙者と非喫煙者で年間の医療費がかなり違うことがエビデンスとしてしっかり出ています。それで大分県医療費適正化計画（第四期）にも、この喫煙率が盛り込まれているわけです。

今吉委員長 藤内理事は吸いませんか。

藤内理事兼審議監 私は吸ったことがないです。（「そうですか」と言う者あり）

工藤福祉保健部長 ちょっと前後しますが、さきほどの保険税水準の統一に関して国保医療課長から説明もありましたが、これは18市町村全部を2周くらい回って首長に一つ一つ説明しました。今はそれぞれの市町村で運営されているので、統一することによってうちはラッキーだなというところと、ちょっと困るところが、ちょうど半々ぐらいになっています。

苦渋の選択の自治体もありますが、何もしないでこのままいくとさらにひどくなるので、他の都道府県も一生懸命これを進めようとしています。大分県は市町村数が18と割と少なく、医療費の算定方法が市町村ごとに異なっていないので、厚生労働省から見ても、一番早く保険税水準を統一できる県の一つになっています。

うちが一生懸命これを進めていけば、他の都道府県から、大分県が羨ましいと言われるようになると思ってやっているので、猿渡委員が言われる個別のケースも大事にしたいとは思いますが、大きい波としてはこのまま進めていかざるを得ないと思っています。それぞれの市町村がどういう位置付けなのか——得するのか損するのかを機会があれば説明したいなと思っているので、よろしくをお願いします。

今吉委員長 3回ぐらい回ったんですか。

工藤福祉保健部長 もうだいぶ怒られました。

今吉委員長 説明する回数をどんどん増やしたほうがいいね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議をするので、このままお待ちください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

今吉委員長 それでは内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。